

平成 3 0 年度 第 4 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 平成 3 0 年 7 月 1 8 日

場所 十和田市役所議会会議室

平成30年度第4回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所議会会議室
2. 開 会 日 時 平成30年7月18日(水) 午後2時01分
3. 閉 会 日 時 平成30年7月18日(水) 午後2時50分

4. 出席農業委員(19名)

1番	野 月 弘 行 君	2番	小 田 正 喜 君
3番	外 山 康 仁 君	4番	小笠原 和 男 君
5番	箕 輪 展 忠 君	6番	竹 浦 寿 広 君
7番	野 崎 さち子 君	8番	中野渡 稔 君
9番	北 上 稔 君	10番	國 分 弘 志 君
11番	甲 田 稔 君	12番	豊 川 洋 人 君
13番	小 川 正 孝 君	14番	新屋敷 より子 君
15番	杉 山 秀 明 君	16番	中 野 均 君
17番	米 田 一 典 君	18番	山 崎 誠 一 君
19番	力 石 堅太郎 君		

5. 欠席農業委員

なし

6. 会議に付した案件

報告第20号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第21号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第22号	公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について
報告第23号	農地の転用事実に関する照会について
報告第24号	農地等の現況について(十和田市)
報告第25号	農地等の現況について(裁判所)
報告第26号	農用地利用配分計画の認可について

議案第20号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第21号	十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
議案第22号	十和田市農用地利用集積計画の決定について
議案第23号	農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第24号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第25号	農業者年金加入推進部長の選任について

7. 議事録署名委員

7番 野崎 さち子 君 8番 中野渡 稔 君

8. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長	市澤新吾	事務局次長	高橋克彦
事務局農地係長	越田守	事務局振興係長	根岸優一
事務局主任主査	椛木信人	事務局主任主査	吉田武範

9. 書 記

事務局主任主査 椛木信人

議 長（力石堅太郎君）出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。只今より、平成30年7月6日に告示招集いたしました平成30年度第4回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（力石堅太郎君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。7番 野崎 さち子 委員、8番 中野渡 稔 委員を指名いたします。

議 長（力石堅太郎君）会議書記には 椛木 信人 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（力石堅太郎君）次に、会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に報告第20号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）1ページをお願いいたします。報告第20号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページお願いします。今回は2件で、全て合意解約によるものです。28番は35ページ61番で、農地中間管理事業による貸借があります。29番は分筆後40ページ26番と27番で5条による転用申請があります。以上です。

議 長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第20号を報告済みといたします。

議 長（力石堅太郎君）次に報告第21号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）3ページをお願いいたします。報告第21号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。4ページから6ページになります。今回は8件で全て相続による取得です。あっせん等の希望はありません。4ページです。38番と39番は被相続人が同一で、38番は農地として管理、39番は貸借中です。40番は一部の現況が宅地、その他は自ら耕作するものです。5ページです。41番の上段は自ら耕作するものです。下段は持分の79分の1を相続するもので共有者が耕作するものです。42番と6ページ43番は一部を自ら耕作、その他は貸借中です。44番と45番は自ら耕作するものです。なお、相続を受けた農地の一部が、農地以外の用途になっているものについては、今後分筆及び地目変更等の指導をしていきたいと思っております。以上です。

議 長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第21号を報告済みといたします。

議 長（力石堅太郎君）次に報告第22号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）7ページをお願いします。報告第22号、公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について。最高価買受申出人等となった公売買受適格者からの農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、別紙のとおり許可書を交付したので報告する件です。8ページです。今回は農地法第3条の許可書1件の交付がありました。十和田市における公売に係るもので、許可については、36番は平成30年6月15日開催の第3回総会議案第14号で承認を得ております。許可書は7月3日に交付しました。落札価格は565,000円、10アールあたり約161,200円となります。以上であります。

議 長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第22号を報告済みといたします。

議 長（力石堅太郎君）次に報告第23号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君） 9 ページをお願いします。報告第 2 3 号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。10 ページをお願いします。今回の照会件数は 3 件 3 筆で、現地調査は 7 月 6 日に実施し、法務局への回答は 7 月 10 日に行っております。17 番は後沢商店南側の県道中ノ渡十和田線を西に約 150 メートル進んだ地点の丁字路を南に約 145 メートル進んだ地点の道路の西側です。申請地には昭和 44 年に建築された住宅がはみ出して建っていることから非農地と回答しました。18 番は深持の興禅寺の墓地の西側です。申請地には平成 13 年に建築された休憩所が建っていることから非農地と回答しました。19 番は小山公民館から北に約 160 メートル進んだ道路の西側です。申請地には昭和 54 年に建築された牛舎が建ち、一部は牛の放牧場となっていることから非農地と回答しました。以上です。

議 長（力石堅太郎君） 報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君） なしと認めます。よって報告第 2 3 号を報告済みといたします。

議 長（力石堅太郎君） 次に報告第 2 4 号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君） 11 ページをお願いします。報告第 2 4 号、農地等の現況について、十和田市。十和田市長から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。12 ページです。今回の照会件数は 3 件 6 筆で、現地調査は 7 月 6 日に実施し、十和田市への回答は 7 月 12 日に行っております。8 番①から③の場所は国道 4 号沿いのファミリーマート十和田一本木沢店の北側道路向かいです。①から③の土地は雑草が繁茂し遊休農地状態ですが、①は面積もあり営農環境が良好であることから十分解消可能と判断されます。一方、②と③は面積が狭小で遊休具合が①より進んでいることから、①は農地、②と③は非農地と回答しました。9 番①と②の場所は赤沼地区下水処理施設から東に約 120 メートル進んだ地点です。照会のあった土地には水稻が作付されており、農地として適切に管理されていることから農地と回答しました。10 番の場所は主要地方道十和田三戸線沿いにある有限会社ふなばやし農産第三農場から南に約 300 メートル進んだ地点の道路西側です。照会のあった土地には野菜が作付されており、農地として適切に管理されていることから農地と回答しました。以上です。

議 長（力石堅太郎君） 報告について、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (力石堅太郎君) なしと認めます。よって報告第24号を報告済みといたします。

議長 (力石堅太郎君) 次に報告第25号について事務局から報告をいたします。

事務局長 (市澤新吾君) 13ページをお願いいたします。報告第25号、農地等の現況について、裁判所。青森地方裁判所八戸支部から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。14ページです。今回の照会件数は1件1筆で、現地調査は7月6日に実施し、裁判所への回答は7月11日に行っております。2番の場所は外ノ沢集会場の北側です。照会の場所は、照会地を分断する形で照会地の奥の住宅への通路が設置されていますが、両側の部分には自家消費野菜が作付されており、農地として管理されていることから、農地と回答しました。以上です。

議長 (力石堅太郎君) 報告について、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (力石堅太郎君) なしと認めます。よって報告第25号を報告済みといたします。

議長 (力石堅太郎君) 次に報告第26号について事務局から報告をいたします。

事務局長 (市澤新吾君) 15ページをお願いいたします。報告第26号、農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件です。今回の報告案件は、4月18日開催の平成30年度第1回総会議案第3号で、農用地利用集積計画の決定の承認をいただいたものについて、6月22日付で県知事から配分計画の認可があったものです。利用権を設定する者は、全て中間管理機構である公益社団法人あおもり農林業支援センターです。16ページをお願いいたします。賃借権は16ページから22ページで、29件83筆208,510平方メートルです。このうち新規の設定は23件66筆161,426平方メートル、再設定は6件17筆47,084平方メートルです。貸借期間は3年が130番の1件、5年が132番から17ページの136番までの5件、15年が19ページの143番の1件、このほかの22件は10年になります。23ページをお願いいたします。使用貸借による権利は23ページから24ページで、5件13筆20,605平方メートルです。このうち新規の設定は3件5筆15,900平方メートル、再設定は2件8筆4,705平方メートルです。貸借期間は5年が7番の1件、9年が24ページの11番の1件、このほかの3件は10年になります。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第26号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）ここからは議案に入ります。今月担当した農用地利用調査班は第3班で、調査員は箕輪班長、甲田委員、中野委員の3名です。7月6日に現地調査及び市役所新館4階会議室での聴取調査を行っております。

議長（力石堅太郎君）次に議案第20号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）25ページをお願いします。議案第20号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。

議長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査と聴取調査の結果について報告願います。16番 中野 均 委員、お願いいたします。

報告委員（中野均君）第3条の許可に関する報告をいたします。今回の3条申請は合計19件で、このうち所有権移転が12件、賃借権設定が5件、使用貸借による権利の設定が2件となっています。まず所有権移転ですが、26ページの申請番号37番から43番までは相手方要望による売買です。27ページの申請番号44番から28ページの申請番号48番までは贈与で、44番と45番は親から子へ、46番は姉から妹へ、47番は親戚へ、48番は叔父から甥へそれぞれ贈与します。29ページからは賃貸借権の設定で、申請番号63番から66番までは全て労力不足により賃借します。30ページの67番と68番は使用貸借による権利の設定で、67番は労力不足のため、68番は経営移譲のため、それぞれ親子間で貸借します。69番は新規就農です。借人はこのあとの転用申請にも出てきますが、一時転用により営農型の太陽光発電事業を行うため、自ら耕作者となり新規に就農するもので、太陽光パネルの下部には牧草を作付する計画となっています。なお借人は農地所有適格法人ではないため、解除条件付きでの賃借権の設定となります。以上について、現地確認と写真での確認の結果、申請地は全て農地として管理されており、また、申請書は適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（力石堅太郎君）中野委員、ご苦労様でした。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（市澤新吾君） 26ページをお願いします。41番と42番の譲渡人は同一人です。30ページをお願いします。68番は農地法第3条での使用貸借期限到来により再設定するものです。69番は41ページ31番で農地法第5条での営農型太陽光発電施設整備の一時転用申請があり、本件については5条許可と同日付で3条許可を行うこととなります。所有権移転の37番から48番まで及び賃借権、使用貸借の63番から68番までは、農地法第3条第2項各号の判断につきましてはお手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、賃借権の69番は農地所有適格法人以外の法人による解除条件付き貸借であることから、農地法第3条第2項及び第3項の各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

議長（力石堅太郎君） これより質疑に入ります。ありませんか。

議長（力石堅太郎君） はい、17番。米田委員。

委員（米田一典君） 17番、米田です。先ほどからお話がありましたように69番。太陽光発電ということですが、これはかつては2、3年前に提案されましたですね。それからつい最近、何か月か前にも面会していただいたようですが、それが今回こうして提案されたということに、いささかこう疑問を感じるわけですね。その辺のところを伺ってみたいなと思っています。まず一つはですね、たぶんここは_____の土地でありまして、かつてはここに放牧をされたかとは思いますが、_____ですか、で、牛が放牧されていまして。で、質問の一つはですね、いま権利として持っているだろうと思われる_____の代表者が貸人だと又貸しになるわけですけれども、_____さんの名前が出てきたということは、_____と_____との貸借は解除されたんですか。お願いします。

農地係長（越田守君） _____と_____の貸借ですけれども、以前はたしかに貸借されておりましたが、現在は貸借関係はないというふうに認識しております。

委員（米田一典君） ん、解約されていない。いる。

農地係長（越田守君） 期限が来て延長といいますか、何年から何年まで、ちょっとはつきり…

委員（米田一典君） 自然に、自然にということですか。

農地係長（越田守君） 現在契約は無いと思っております。

委員（米田一典君）思っているでなくてよ、はっきりよ。思っているでなくて。

議長（力石堅太郎君）暫時休憩いたします。

休憩 午後2時23分

（ 現在貸借関係はないということを確認 ）

再開 午後2時24分

議長（力石堅太郎君）休憩を解いて会議を再開します。

委員（米田一典君）それから、解除条件付き賃借になっていますが、これはたぶん適正に管理されていない場合は一方的に解約しますよということだと思いますが、このですね、適正に管理されているかいないか、これ誰が判断するんですか。私たちが行って判断するんですか、それとも第三者が行くんですか、事務局が行くんですか。適正に管理されていないと判断される、この判断の仕方をお願いします。

議長（力石堅太郎君）暫時休憩いたします。

休憩 午後2時25分

（ 答弁内容について確認 ）

再開 午後2時26分

議長（力石堅太郎君）休憩を解いて会議を再開します。

事務局長（市澤新吾君）そこの法人につきましては年一回の報告を求めます。その報告内容については農業委員会で確認します。以上です。

委員（米田一典君）はい、わかりました。たしかこれは農地ですから、収穫物が8割以上でしたよね。で、先ほどの議案ですと、牧草をやりますと、飼料作物をやりますと、こういうことです。たぶん、牧草ですからトラクターなりそういうので刈取りなり播種なりをしたいと思います、このソーラーを取り付ける高さですね、高さ。まあトラクター2メートル以上ありますから、この高さがどれぐらいに設置されて、耕作上不便のないようにたぶん設置したいと思います。その辺の計画をお願いしますと同時にですね、この会社は仙台でありますよね。耕作に関わる通勤といいますか、その法的に今まで、裁判あたりで判例といいますか、そのの

通作の距離は今までは何キロメートルでありましたか。

議長（力石堅太郎君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時27分

（ 米田委員の質問について回答 ）

再開 午後2時29分

議長（力石堅太郎君） 休憩を解いて会議を再開します。

委員（米田一典君） 最後にもうひとつお願いしますね。まあ法人ですから、法人はその使用者あるいは役員等がそれ以上耕作しなければなりませんよと、そういうことですよ。ですので、たぶん許可されますと常時こちらにいて、牧草採草の事業をしたいと思います、この法人の貸借期間は3年間です。太陽光の期限といいますか、償却期限はたしか20年なはず。あとの17年はどうされる計画なんですか。

事務局長（市澤新吾君） 5条のほうでこれから出てくるんですけども、5条は一時転用ということで3年になります。それに合わせて貸借も更新するという事です。以上です。

委員（米田一典君） これは農地ですから、牧草をつけますよと、その貸借は3年ですよと、そういうことでしょ。あくまでも農地ですよ。で、それが3年過ぎれば、今度、宅地かなんか原野かなんかになるんですか。

事務局長（市澤新吾君） いや、そういう意味ではありません。

委員（米田一典君） あくまでも農地でしょ。

事務局長（市澤新吾君） そうです。農地に対する、一時転用による太陽光の事業ですので、3年経ったから農地でなくなるということではありません。

委員（米田一典君） じゃあその後はどうするんですか、3年後は。

事務局長（市澤新吾君） 3年後はまた更新ということになります。

委員（米田一典君） 3年更新。

事務局長（市澤新吾君）はい。

委員（米田一典君）最初から20年で契約したら。

事務局長（市澤新吾君）それは一時転用はできないことになっていますので、それに合わせた3条のほうも貸借期間となっています。

委員（米田一典君）これは農地法だから3年更新。ずっと何回も。

議長（力石堅太郎君）よろしいですか。

委員（米田一典君）わかりました。まず迷惑をかけないようにね、農業委員会に。迷惑をかけないようにやってくださいね。

議長（力石堅太郎君）その他、ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第20号は許可することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第21号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）31ページをお願いします。議案第21号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。

議長（力石堅太郎君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。11番 甲田 稔 委員、お願いいたします。

報告委員（甲田稔君）それでは、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請に関する報告をいたします。7月6日午後に、箕輪班長、中野委員と私の3名で、会長室において農用地利用調整会議を行い、聴取調査を実施しました。あっせん件数は

所有権移転の4件です。申請地は全て農業振興地域内の農用地区域内農地であり、所有権の移転を受ける者は認定農業者です。申請番号7番及び9番は労力不足による売買で、8番及び10番は相手方要望により売買します。これらの農地は所有権の移転を受ける者の経営する農地の近くにあることから、農地の集約が図られるものと考えます。利用調整委員としては、申請内容及びあっせんについて適当と認めましたので、その旨を7月6日付で、会長あてに農用地利用調整会議の調整結果報告として報告しております。以上のことから、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（力石堅太郎君）甲田委員、ご苦勞様でした。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（市澤新吾君）調査員報告の内容について、補足的に説明いたします。32ページをお願いいたします。今回申請のあった所有権移転の4件につきましては、調査書のとおりで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第21号は要請することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第22号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）34ページをお願いします。議案第22号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。35ページをお願いします。利用権の設定を受ける者は全て農地中間管理機構である公益社団法人あおもり農林業支援センターです。賃借権の設定は35ページで、3件11筆29,346平方メートルです。利用権設定期間は、5年が62番の1件、その他の2件は10年になります。61番は2ページ28番で合意解約したもので

す。36ページをお願いいたします。使用貸借による権利は36ページで、3件11筆36,274平方メートルです。利用権設定期間は5年が11番の1件、その他の2件が10年になります。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第22号は承認することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第23号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）37ページをお願いします。議案第23号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件です。

議長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。5番 箕輪 展忠 委員、お願いします。

報告委員（箕輪展忠君）第4条の農地転用に関する報告をいたします。第4条の農地転用は2件です。申請番号4番の転用事由は車庫の建築です。申請人が転用許可を得ずして申請地において、平成22年に車庫を建築していたことから、このたび始末書付きで申請となったものです。申請番号5番は農業用施設の整備です。申請人は自ら農業を営むかたわら、自身が役員を務める社会福祉法人の利用者に対して農業指導も行っていることから、施設の隣地にある自己所有地に農業用施設を集約したいとのことで、今般、堆肥舎及び農機具庫等を一か所に整備するものです。農地区分につきましては、申請番号4番は都市計画法の用途地域内であり、第3種農地に該当します。申請番号5番は第1種農地に該当しますが、農業用施設の整備であることから、不許可の例外となります。以上、現地調査と聴取調査の結果、申請地は農地転用の要件を満たしており、申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（力石堅太郎君）箕輪委員、ご苦労様です。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（市澤新吾君）調査員報告の内容について、補足的に説明します。38ページです。4番の場所は十和田警察署西側の道路を南に進み一本木川と交差する信号機のある交差点から道なりに約110メートル進んだ地点の路地を南に約30メートル進んだ地点の西側です。5番の場所は社会福祉法人恩和会農工園千里平の道路を挟んだ西側です。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第23号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第24号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）39ページをお願いします。議案第24号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件です。

議長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。5番 箕輪 展忠 委員、お願いします。

報告委員（箕輪展忠君）第5条の農地転用に関する報告をいたします。第5条の農地転用は今月は9件です。申請番号23番の転用事由は駐車場の拡張です。既存のコンビニエンスストアの隣接地を買い受けて駐車場を広げることにより、利用者の利便性の向上を図ります。申請番号24番は自己住宅の建築で、農地を買い受けて住宅を建築し、借家住まいを解消するものです。申請番号25番は共同住宅の建築です。申請地に2戸入りの共同住宅を3棟建築し、合計6世帯分の住宅を整備する計画で、全て借入金で対応します。申請番号26番と27番は隣接地で、26番は貸家の建築を、27番は宅地分譲を行うものです。譲渡人は同一人ですが、

譲受人はそれぞれ別事業者で、貸家は7棟を建築し、宅地分譲は4区画を分譲する計画となっています。申請番号28番も宅地分譲ですが、こちらは3区画を分譲する計画です。申請番号29番と30番はともに自己住宅の建築です。29番は農地を買い受けますが、30番は親から農地の贈与を受けて、それぞれ借家住まいの解消を図ります。申請番号31番は太陽光発電施設の整備です。申請地は農振農用地区域内農地であることから、一時転用による営農型の太陽光発電を行おうとするもので、パネル枚数は約25,900枚、発電量は約8.3メガワットを見込んでいます。次に農地区分についてですが、申請番号23番から29番までは都市計画法の用途地域内であり、第3種農地に該当します。申請番号30番は第1種農地に該当しますが、集落に接続して設置される施設であることから不許可の例外となります。申請番号31番は農振、農用地区域内農地ですが、営農を行いながら一時転用するものであるため、農地のままの扱いとなります。以上、現地調査と聴取調査の結果、申請地は農地転用の要件を満たしており、また申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（力石堅太郎君）箕輪委員、ご苦労様です。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（市澤新吾君）調査員報告の内容について、補足的に説明します。40ページから41ページです。23番の場所はみちのく温泉の道路向かい、旧サークルKの北東側隣接地です。24番の場所は青い森信用金庫大学通支店東側道路を北に約80メートル進んだ道路の西側です。25番の場所は県立三本木高等学校野球場の南側隣接地です。26番の場所は南吾郷町内会館から南に約80メートル進んだ道路の西側です。27番の場所は26番の場所の北側隣接地です。41ページです。28番の場所は市営若葉団地から南に約200メートル進んだ地点の道路西側です。29番の場所は市立西小学校北側の国道102号を十和田湖方面に約150メートル進んだ地点の丁字路を北へ約200メートル進んだ道路の西側です。30番の場所は桜平婦人ホームの西側です。31番の場所は検行平牧野内です。以上であります。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

議長（力石堅太郎君）はい、17番。米田委員。

委員（米田一典君）17番、米田です。31番のですね、20年間パネルを使うわけですけれども、その後始末ですね。後始末はきちんとやって更地にして返すという計画ですか。

農地係長（越田守君）事業の中には撤去費用等を見込んでの計画となっております。

委員（米田一典君）はい。わかりました。

議長（力石堅太郎君）その他、ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第24号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第25号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）42ページをお願いいたします。議案第25号、農業者年金加入推進部長の選任について。農業者年金加入推進部長の任期満了に伴い、別紙のとおり農業者年金加入推進部長を選任し、一般社団法人青森県農業会議に推薦したので、承認を求める件です。43ページをお願いいたします。この件につきましては、6月の総会後の全員協議会で任期満了による新たな農業者年金加入推進部長の選出を依頼し、その結果、地区毎に互選された方を選任するものです。北地区、小田 正喜 委員。東地区、箕輪 展忠 委員。南地区、野崎 さち子 委員。西地区、新屋敷 より子 委員。中地区、杉山 秀明 委員。全員再任となっております。なお、任期は平成30年7月20日から平成31年7月19日までの1年となります。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第25号は承認とすることに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。
これをもちまして、平成30年度第4回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。
誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時50分 —————